

5. 重点整備地区の区域及び生活関連経路

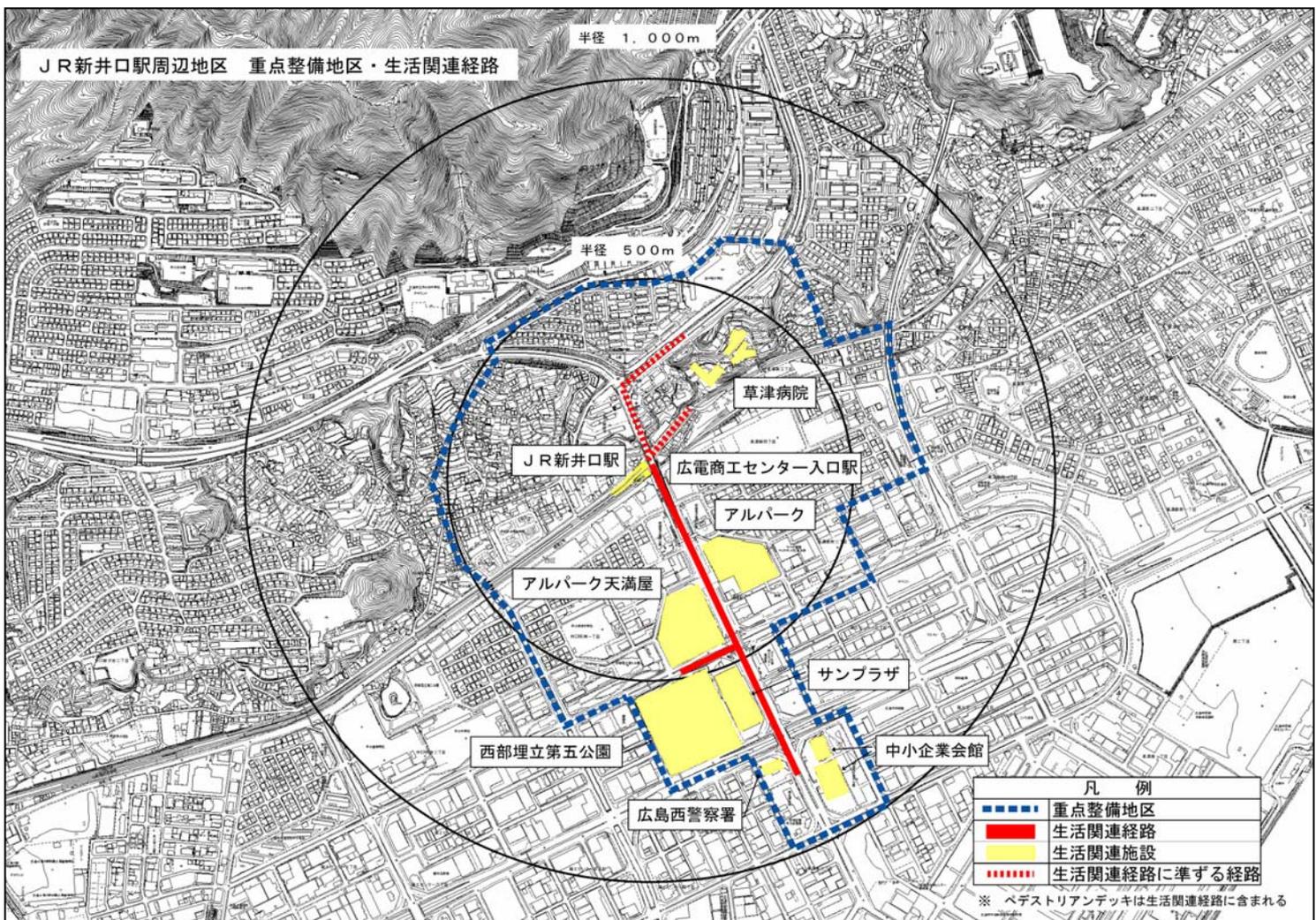
(1) 重点整備地区の区域

重点整備地区については、J R新井口駅を特定旅客施設とし、これを中心として徒歩圏内（概ね半径 500m 以内の範囲）を基本とし、高齢者、障害者などの相当数の利用が見込まれる生活関連施設（官公庁、社会福祉施設等）を含んでいること、さらに、高齢者、障害者などの方々への調査結果を踏まえ、設定しました。

(2) 生活関連経路の設定

特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ生活関連経路*については、高齢者、障害者の方々など実際の移動経路を基本に、歩道の整備状況や安全性に配慮した上で設定しました。

重点整備地区・生活関連経路



※ 交通バリアフリー法での「特定経路」という表現は、平成18年12月に施行されたバリアフリー新法では、「生活関連経路」という表現に変更されています。